

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度第1回所沢市情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	平成30年10月22日（月） 午後 2時40分 から 午後 2時55分まで
開 催 場 所	市庁舎 高層棟 601会議室
出席者の氏名	石上 泰州 委員 後藤 八郎 委員 徳永 眞澄 委員
欠席者の氏名	植村 尚史 委員 小寺 智子 委員
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 会長・職務代理の選任について (2) 会議運営について (3) その他
会 議 資 料	(1) 会議次第 (2) 機構図 (3) 審査会委員名簿 (4) 所沢市情報公開条例 (5) 所沢市個人情報保護条例 (6) 所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例 (7) 所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領（資料1） (8) 不服申立てがあった場合の事務の流れ（フロー図）（資料2）
担 当 部 課 名	市民部次長 鈴木 哲也 市民部市民相談課長 湊江 弘行 市民部市民相談課市政情報センター所長 敦賀 直幸 市民部市民相談課市政情報センター主任 岡崎 晋二郎 電 話 04（2998）9206

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>会長が決定するまでの間、鈴木次長が仮議長を務めた。</p> <p>仮議長の進行で、資料の確認と傍聴者の有無の確認を行った。なお、傍聴者はいなかった。</p> <p>(1) 会長・職務代理の選任について（公開）</p> <p>会長については、所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、徳永委員が推薦され、互選された。</p> <p>徳永委員が会長に就任し、就任の挨拶を行った。</p> <p>以降、徳永会長が議長となり議事を進行した。</p> <p>職務代理については、所沢市情報公開・個人情報保護審査会条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、植村尚史委員が指名された。</p> <p>(2) 会議運営について（公開）</p> <p>会議の運営方法について、資料 1「所沢市情報公開・個人情報保護審査会運営要領」及び資料 2「不服申立てがあった場合の事務の流れ（フロー図）」に基づき、市民相談課市政情報センター敦賀所長が概要の説明を行った。主な説明内容は以下のとおり。</p> <p>①資料 1 運営要領に基づく説明</p> <p>◆本審査会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本審査会は、情報公開及び個人情報保護制度における非公開決定や非開示決定等に不服があった場合に、行政の決定が妥当であったかどうか審査する第 3 者機関。</li> </ul> <p>◆運営要領の変遷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年に当審査会が発足した際に定められ、改正を経て現在に至っている。</li> </ul> <p>◆審査するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開条例第 10 条各項の決定に係る公文書（公文書公開決定、公文書部分公開決定、公文書非公開決定）</li> <li>・個人情報保護条例第 17 条第 1 項又は第 2 項の決定に係る個人情報（個人情報開示決定、個人情報部分開示決定、個人情報非開示</li> </ul>

決定)

- ・ 個人情報保護条例第 25 条第 1 項又は第 2 項の決定に係る個人情報（個人情報訂正等決定、個人情報部分訂正等決定、個人情報非訂正等決定）

◆審査方法

- ・ 審査請求人、参加人又は実施機関の職員から口頭により意見または説明を聞くことを原則とする。
- ・ 必要と認めるときは審査会の委員の中から審査会が指名する委員に、審査請求人等の口頭での意見又は説明を聴かせることができる。

◆会議の公開・非公開について

- ・ 不服申立てに関する審査の場合は、原則非公開で行う。
- ・ 情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べる場合は、原則公開で行う。

◆提出資料の閲覧等について

- ・ 提出資料の閲覧又は写しの交付の申出については書面で行うものとし、その諾否は原則として 15 日以内に書面で行う。

◆会議記録の作成について

- ・ 会議開催の日時及び場所、出席者の氏名、事案の件名、議事概要、その他必要事項を記載した会議録を作成し、出席した委員の承認を得て確定するものとする。

◆欠席委員の意見について

- ・ 会議を欠席する場合で、意見がある場合は、予め事務局に意見を提出することで、事務局が各委員に配布する。

②資料 2 事務の流れ（フロー図）に基づく説明

◆審査会の会議開催

- ・ 1 件の審査案件につき、会議を 4 回開催することを想定している。  
（①状況の把握又は意見聴取、②意見聴取・口頭意見陳述、③答申に向けた検討、④答申の作成）

◆平成 26 年度の行政不服審査法改正に伴う変更

- ・ 請求人が審査請求できる期間が 60 日から 3 か月に延長された
- ・ 審査請求人等から申立てがあった際は口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとされた
- ・ 口頭意見陳述は、全ての審理関係人を招集して行うこととされ、これまでの「処分庁と審査請求人等から個別に意見を聴取する形式」から「対面形式」になった

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 審査請求人等に、口頭意見陳述の際の処分庁への質問権が付与された</li></ul> <p>(質疑なし)</p> <p>(3) その他(公開)</p> <p>(特になし)</p>
--	--